

性の多様性について理解し、寛容なまちの実現に向け 自分にできることから行動しよう!

【問合わせ】 市民協働課 ☎84-0609

全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月23日に施行されました。

性の多様性について考え、多様性に寛容なまちの実現に向け、自分にできることから始めましょう。

法律に関する詳細は、内閣府ホームページをご覧ください。



▲法律に関する
ホームページ (内閣府)

よく知ろう いろいろな性のかたち

◆性のあり方はグラデーション

性のあり方とは、その人がもっている、いろいろな性を表す言葉です。性は4つの要素からなり、それぞれの組み合わせに決まりはありません。

からだの性(身体的性)

生まれたときの身体的な特徴によって割り当てられた性

好きになる性(性的指向)

恋愛感情や性的関心がどの性に向くか・または向かないかで決まる性

認識する性(性自認)

自分の性別をどのように思っているかという要素。「男性」「女性」「男性でも女性でもある」「男性でも女性でもない」など、様々です。

表現する性(性表現)

服装やしぐさ、言葉遣いなどで表される性

◆LGBTQとは

性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つで、次の頭文字を組み合わせた言葉です。

Lesbian レズビアン

女性を好きになる女性

Gay ゲイ

男性を好きになる男性

Bisexual バイセクシュアル

男性・女性の両方の性を好きになる人

Transgender トランスジェンダー

身体的性と性自認が一致しない人

Questioning クエスチョニング

性的指向や性自認がわからない・決まっていない人

リーフレット「よく知ろう いろいろな性のかたち」をご活用ください。

性の多様性について理解を深める機会として、リーフレットを作成しましたので、ご活用ください。地域での会合や講座等での活用をご希望の場合は、市民協働課までお問い合わせください。

